	自家消費等の量の見込み	ｋＷｈ/年	を営む場合は記載すること
	自家消費等の用途		
	前年の電力消費量 (既設の建物等に発電設備を設置する場合)	ｋＷｈ/年	
	自家消費等の比率	%	

遵守事項（注17）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注１８）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注１９）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

添付書類	書類の種類	書類名	備考
	①印鑑証明書（注２０）		
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２０）		
	③土地の取得を証する書類等（注２１）		
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２２）		
	⑤構造図 （注１９）（注２３）		
	⑥配線図（注２３）		
	⑦接続の同意を証する書類の写し		
	⑧その他１		
	⑨その他２		
	⑩その他３（注２４）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる